

独立行政法人航空大学校所属シーラス式SR22型JA74MD  
及び鹿児島国際航空株式会社所属アグスタ式A109E型JA02KGの  
航空重大インシデント調査について  
(経過報告)

令和5年5月25日  
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和4年6月2日、鹿児島空港において、独立行政法人航空大学校所属シーラス式SR22型JA74MDが誘導路上で停止中、鹿児島国際航空株式会社所属アグスタ式A109E型JA02KGが同誘導路上のヘリコプター用離着陸地点（以下「ヘリパッド」という。）への着陸を試みた航空重大インシデントについて、令和4年6月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本件調査については、本航空重大インシデントが発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故等の防止に寄与することを目的として行うものであり、本事案の責任を問うために行うものではない。

## 1. 航空重大インシデントの概要

令和4年6月2日（木）、鹿児島空港において、独立行政法人航空大学校所属シーラス式SR22型JA74MDが管制官の指示により離陸準備のためT2誘導路上で停止中、鹿児島国際航空株式会社所属アグスタ式A109E型JA02KGが、別の管制官の許可を受けて、同誘導路上に設置されたヘリパッドへストップアンドゴー\*1を行うために進入し、着陸を試みた。

## 2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第2号中に規定された「他の航空機が使用中の滑走路への着陸の試み」に準ずる事態（同規則第18号）に該当し、

---

\*1 「ストップアンドゴー」とは、航空機が滑走路（本重大インシデントにおいては、誘導路上に設置されたヘリコプター用離着陸地点）でいったん停止し、その地点から再び離陸することをいう。

航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和4年6月2日、本航空重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか3名の航空事故調査官を指名した。現時点までに、関係者からの口述聴取、飛行記録装置等の解析等を実施した。

本調査には、JA74MDの設計・製造国であるアメリカ合衆国の代表及びJA02KGの設計・製造国であるイタリア共和国の代表及び顧問が参加している。

### 3. 判明している主な事実情報

#### (1) 飛行の経過

独立行政法人航空大学校所属シーラス式SR22型JA74MD（以下「A機」という。）は、同空港に着陸し、滑走路を離脱後、再び離陸するため、地上管制席を担当する管制官（以下「グラウンド」という。）の指示によりT2誘導路へ走行し、停止していた。



図1 A機

鹿児島国際航空株式会社所属アグスタ式A109E型JA02KG（以下「B機」という。）は、飛行場管制席を担当する管制官（以下「タワー」という。）から、T2誘導路上に設置されたヘリパッドへ、ストップアンドゴーの許可を受け、進入していた。



図2 B機

グラウンドは、A機から離陸準備完了の通報を受けたため、タワーへの周波数変更を指示し、A機はタワーへ離陸準備完了を通報した。タワーは、その通報によりT2誘導路上に停止しているA機の存在に気づき、B機へ復行を指示した。

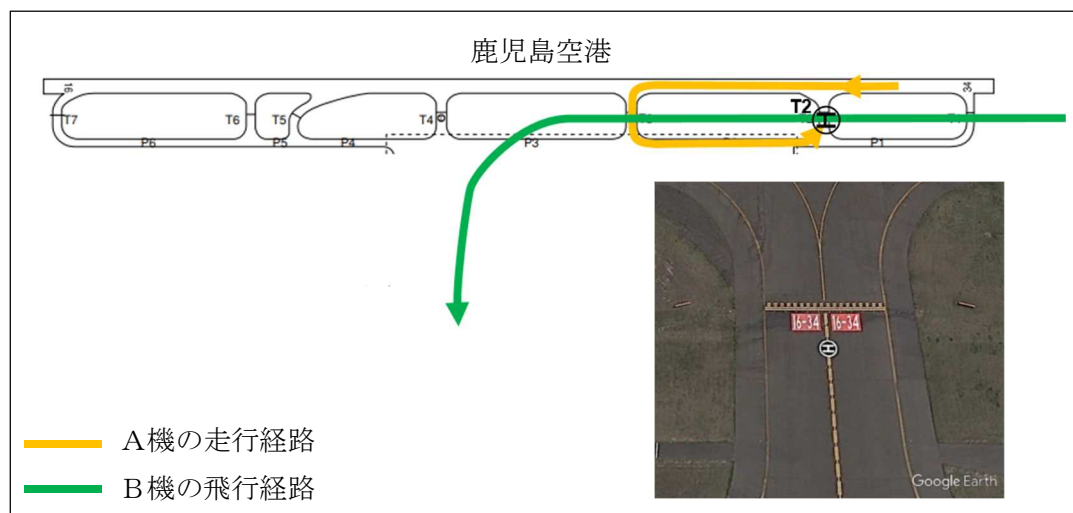


図3 A機及びB機の位置関係、T2誘導路上のヘリパッド

(2) 負傷者

なし

(3) 航空機の損壊

なし

(4) 気象

同空港の重大インシデント発生時間帯の航空気象定時観測気象報は、次のとおりであった。

11時00分 風向 160° 変動幅130°～250°、風速 4kt、  
卓越視程 30km、  
雲 雲量 1/8 雲形 積雲 雲底の高さ 2,500ft、  
雲量 3/8～4/8 雲形 不明 雲底の高さ 不明  
気温 24℃、露点温度 15℃  
高度計規正值 (QNH) 29.81 inHg

4. 今後の調査

本航空重大インシデントの原因の究明及び事故等の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、管制機関における調整状況並びに管制官とA機及びB機との無線交信状況などについての更なる分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空重大インシデントの原因等の調査を進める。